

「建設業等における熱中症予防指導員研修」のご案内

建設業労働災害防止協会鹿児島県支部
(鹿児島労働局登録教習機関)

〒890-8512 鹿児島市鴨池新町6-10
Tel (099)257-9211 Fax (099)257-9214

「熱中症」は、高温多湿な作業環境で、体内の水分と塩分などのバランスが崩れ、循環調節や体温調節などの体内の調整機能が破綻するなどして発症し、適切な処置を怠り手遅れになると死に至ることもある大変恐ろしい疾病です。

本教育は、厚生労働省の通達に基づき、建設現場で働く方々に熱中症予防の教育を行う「建設業における熱中症予防指導員」を養成するためのものです。

1 教育対象者

建設業の「安全衛生管理業務担当者」「施工管理者」「職長・安全衛生責任者」など、熱中症予防のための指導・教育を行う者

2 教育日時及び会場（途中休憩含む）

日 時		会 場
令和3年 4月20日(火)	9:00~12:45	出水建設会館 (出水市緑町34-2)
令和3年 4月26日(月)	13:00~16:40	鹿児島県建設センター (鹿児島市鴨池新町6-10)
令和3年 5月18日(火)	10:00~14:40	奄美建設会館 (奄美市名瀬小浜町20-3)
令和3年 5月24日(月)	13:00~16:40	鹿児島県建設センター
令和3年 6月4日(金)		始良郡建設会館 (始良市加治木町諏訪町20)
令和3年 6月7日(月)		鹿児島県電設協会会館(注:電設協会々員事業場を対象とします。)
令和3年 6月24日(木)		丸岡会館 (霧島市横川町上ノ3201)
令和3年 7月13日(火)		鹿児島県建設センター

3 教育科目及び時間

研修科目	研修時間	講師
熱中症の原因と症状 (「暑熱環境の測定と評価-WBGT値の活用」含む)	30分	当支部 専属講師
熱中症の予防対策	90分	
熱中症発生時の救急措置	15分	
災害事例	15分	
関係法令	30分	
熱中症予防用品の取扱い方法	30分	
合 計	3時間30分	

4 受講料及びテキスト代

- ・ 受講料は、6,300円です。

- ・ テキスト代は、1, 570円です。
 - ・ 建災防鹿児島県支部会員事業場の受講者については、テキスト代は当支部負担のため受講料のみとなります。
- 5 申込み方法（申請書記載の個人情報、本教育の目的以外に使用することはありません。）
- ・ 受講を希望される場合には、受講申込書に必要事項をご記入のうえ、受講料、テキスト代を添えて、受講希望日の1ヶ月前から2週間前までにお申込みください。
 - ・ お申込みの際に納入された受講料、テキスト代は原則として返還できませんので、ご承知置きください。
 - ・ 送付する場合は、現金書留でお願いします。

6 申込み・問合わせ先（受講希望日の1ヶ月前から2週間前までに申し込んでください。）

- (1) 「出水建設会館」会場での受講希望者
建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部 出水分会（鹿児島県建設業協会 出水支部）
（〒899-0201 出水市緑町34-2 電話 0996-62-0565）
又は、建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部
（〒890-8512 鹿児島市鴨池新町6-10 電話 099-257-9211）
- (2) 「鹿児島県建設センター」会場での受講希望者
建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部
- (3) 「奄美建設会館」会場での受講希望者
建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部 奄美分会（鹿児島県建設業協会 奄美支部）
（〒894-0006 奄美市名瀬小浜町20-3 電話 0997-52-0846）
又は、建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部
- (4) 「始良郡建設会館」会場での受講希望者
建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部 加治木分会（鹿児島県建設業協会 加治木支部）
（〒899-5212 始良市加治木町諏訪町20 電話 0995-63-3044）
又は、建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部
- (5) 「鹿児島県電設協会」会員を対象とした受講希望者
建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部 電設分会（鹿児島県電設協会）
（〒890-0062 鹿児島市与次郎1-3-11 電話 099-257-3877）
又は、建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部
- (6) 「丸岡会館」会場での受講希望者
建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部 栗野分会（鹿児島県建設業協会 栗野支部）
（〒899-6207 始良郡湧水町米永476 電話 0995-74-2221）
又は、建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部

7 募集定員

- ・ 30名（諸般の事情によりこれ以下にする場合があります。）
- ・ 申込みの受付順で定員になり次第締め切りますので、早めにお申し込みください。
- ・ 申し込みが20名に満たない場合、あるいはその他やむを得ない事由により開催時期の変更、又は取り止める場合がありますので、ご承知置きください。

8 修了証の交付等

本研修修了者には、「建設業等における熱中症予防指導員研修修了証」を交付します。